

風俗営業許可申請等の手引き

1 風俗営業の許可等

風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。

2 風俗営業の種別

(1) 第1号営業（キャバレー、待合、料理店、カフェー等）

ア キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業。

イ 「接待」とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいい、客とともに歌や踊りに興じ、そのかたわらにあつてひき続き酒類のお酌をし、又は談笑の相手となる行為などがこれに当たります。

ウ 待合、料理店、料亭等の和風の営業が「料理店」であり、キャバレー、カフェー等の和風以外の営業を「社交飲食店」といいます。

(2) 第2号営業（低照度飲食店）

ア 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの。（第1号に該当する営業を除く。）

イ 低照度飲食店で、第1号の許可を受けることはできません。

(3) 第3号営業（区画席飲食店）

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの。

(4) 第4号営業（マーじゃん店・パチンコ店・その他遊技場）

まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業。

(5) 第5号営業（ゲームセンター等）

ア スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技させる営業（4号に該当する営業を除く。）。

イ 具体的には、ゲームセンター、ゲーム喫茶等をいいます。遊技設備を設置し区画された施設のうちホテル・旅館・大規模小売店舗及び遊園地

(主としてメリーゴーラウンド等により客に遊技をさせるもので、かつ入場料を徴収するもの)内において外部から容易に見通すことができるものについては賭博等が行われるおそれ等が少ないので5号営業から除かれています(上記営業の()内は、通称名です。)

3 風俗営業に係る各種申請書等

番号	申請等の種別	申請書の様式
1	風俗営業の許可(法第5条第1項)	許可申請書(別記様式第1号)
2	営業の方法を記載した書面(法第5条第1項)	営業の方法(別記様式第2号)
3	許可証の再交付(法第5条第4項)	許可証再交付申請書(別記様式第5号)
4	風俗営業の相続の承認(法第7条)	相続承認申請書(別記様式第6号)
5	法人の合併の承認(法第7条の2)	合併承認申請書(別記様式第7号)
6	法人の分割の承認(法第7条の3)	分割承認申請書(別記様式第8号)
7	許可証の書換え(法第7条第5項等・第9条第4項)	許可証書換え申請書(別記様式第9号)
8	構造及び設備の変更承認(法第9条第1項)	変更承認申請書(別記様式第10号)
9	構造及び設備の軽微な変更等(法第9条第3項)	変更届出書(別記様式第11号)
10	許可証の返納(法第10条第1項各号・同第3項各号)	返納理由書(別記様式第12号)
11	特例風俗営業者の認定(法第10条の2)	認定申請書(別記様式第13号)
12	認定証の再交付(法第10条の2第5項)	認定証再交付申請書(別記様式第15号)

4 主な申請等の手続きに提出しなければならない書類及び記載要領等

風俗営業の各種申請には、申請する種別に応じて別添「申請時に提出する書類等のチェック表」(以下、「チェック表」といいます。)に記載されている書類が必要です。

(1) 風俗営業の許可申請時に必要な書類等

ア 風俗営業の許可を受けようとする者は、チェック表の申請種別欄中の許可申請欄から該当する申請者を選んで、その下にある□印の書類を選んでください。

イ 風俗営業の許可を受けようとする者は、公安委員会に許可申請書を提出しなければなりません。この許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければなりません。

ウ 風俗営業の許可は、風俗営業の種別ごとに受けるものですが、営業所の構造又は設備の基準その他の風俗営業の種別に応じて必要な規制がなされていることから、同じ者が同一の営業所において異なる種別の許可を重ねて受けることは原則できません。

エ 風俗営業の許可は、許可を受けようとする者に欠格事由のある場合や営業所の構造又は設備が風俗営業の種別に応じて技術上の基準に適合しない場合、営業所が都道府県の条例で定めた営業制限地域内にある場合など許可を受けることができない場合がありますので、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全庶務係に事前に相談してください。

オ 風俗営業の許可を受けた者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

(2) 相続の承認申請時に必要な書類等

ア 相続の承認を受けようとする者は、チェック表の申請種別欄中の相続の承認欄から該当する申請の場合を選んで、その下にある□印の書類を選んでください。

イ 風俗営業者が死亡した場合において、被相続人が営んでいた風俗営業を引き続き営もうとする場合は、被相続人の死亡後 60 日以内に公安委員会に申請をして、承認を受けなければなりません。

ウ 相続の承認を受けた者は、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

(3) 法人の合併の承認申請時に必要な書類等

ア 法人の合併の承認を受けようとする場合には、チェック表の法人の合併承認欄の下にある□印の書類を選んでください。

イ 法人の合併の承認の申請は、合併する法人の連名により行わなければなりません。

ウ 法人の合併の承認は、あらかじめ申請をして合併の効力が生じる前に承認を受けなければなりません。

エ 承認を受けて合併した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

(4) 法人の分割の承認申請時に必要な書類等

ア 法人の分割の承認を受けようとする場合には、チェック表の法人の分割承認欄の下にある□印の書類を選んでください。

イ 新設分割をする場合における承認申請は、分割をする法人が申請し、吸収分割をする場合における承認の申請は、当該分割により風俗営業を承継させる法人及び当該分割により風俗営業を承継する法人の連名により行わなければなりません。

ウ 法人の分割の承認は、あらかじめ申請をして分割の効力が生じる前に承認を受けなければなりません。

エ 承認を受けて分割した場合には、分割により風俗営業を承継した法人は、分割後遅滞なく、分割をした法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

5 主な申請書類等の作成要領（様式・記載例等）

風俗営業の主な申請書類等の作成は、下記の表に記載されている様式記載例、注意書き等を参考にしてください。

申請の種類別	様式・記載例等
(1) 風俗営業の許可申請時に必要な書類等	許可申請書（別記様式第1号）～定款認証記載例
(2) 相続の承認申請時に必要な書類等	相続承認申請書（別記様式第6号）～風俗営業相続の承認申請同意書
(3) 法人の合併の承認申請時に必要な書類等	合併承認申請書（別記様式第7号）～役員就任予定者の氏名及び住所を記載する書面
(4) 法人の分割の承認申請時に必要な書類等	分割承認申請書（別記様式第8号）～誓約書（役員用）
(5) 従業者名簿	従業者名簿（末尾）

6 構造及び設備の変更等

(1) 風俗営業の許可を受けた者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければなりません。

(2) 内閣府令で定める軽微な変更については、別途変更の届出が必要です。

7 各種申請等手数料

風俗営業の各種申請等を行おうとする者は、高知県警察手数料条例第3条及び第5条に定める手数料を納めなければなりません。この手数料の金額については、次の手料表を参照してください。

手数料表

種 別		金 額
新	4号営業のうちぱちんこ屋等（まあじゃん屋を除く。）	25,000円
	3月以内の期間を限って営む営業	15,000円
規	未認定遊技機(検定を受けた型式に属する遊技機)があるとき	2,800円
	設置遊技機1台ごとの加算額	40円
申	上記以外の風俗営業	24,000円
	3月以内の期間を限って営む営業	14,000円
請	同時申請時における2件目からの減額	8,600円
	火災、震災等滅失に係る営業所の場合の加算額	6,800円
許可証の再交付		1,200円
相続の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		9,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
法人合併の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		12,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
法人分割の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		12,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
構造又は設備の変更承認		9,900円
許可証の書換え（法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え）		1,500円
特例風俗営業者の認定		13,000円
同時申請時における2件目からのもの		10,000円
認定証の再交付		1,200円

8 従業者名簿の作成

風俗営業の営業所には、営業所ごとに従業者名簿を備えなければなりません。

- (1) 従業者名簿の作成は、当該業務に従事する者全員についてであり、常時営業所で働いている者は勿論、必要に応じて他から派遣されてくる者についても、当該業務に従事する限り従業者名簿の作成をすることが必要です。
- (2) この従業者名簿には、接待飲食等営業を営む風俗営業者にあつては、

客に接する業務に従事させようとする者の生年月日と国籍を確認し、当該確認事項、確認年月日等を記載のうえ、確認に用いた書類のコピーを作成し、当該従業者の名簿に添付して退職後3年間は保存しておかなければなりません。

- (3) 日本国籍を有しない者にあつては在留資格、在留期間、資格外活動の許可の有無とその内容、特別永住者にあつては永住することができる資格の有無の確認が必要です。
- (4) 従業者名簿の記載事項
 - ア 氏名
 - イ 住所
 - ウ 性別
 - エ 生年月日
 - オ 採用年月日
 - カ 退職年月日
 - キ 従事する業務の内容（できるだけ具体的に記載）

9 風俗営業者の遵守事項

風俗営業者には、次のような遵守事項が定められていますのでこれを守らなければなりません。風俗営業者の遵守事項に違反した場合は処分されることがあります。

- (1) 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を「構造及び設備の技術上の基準」に適合するように維持しなければなりません。
- (2) 風俗営業者は、午前0時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではいけません（都道府県条例で定める特別の事情のある日として定めた日及び都道府県条例で午前1時まで営業ができることを定めている地域を除く。）。
- (3) 風俗営業者は、営業所内の照度を風俗営業の種別に応じて定められた数値以下で営業を営んではいけません。
- (4) 風俗営業者は、営業所周辺において定められた数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければなりません。
- (5) 風俗営業者は、その営業について営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはいけません。
- (6) 風俗営業者は、定められた方法により営業所において客に見やすいように料金を表示しなければなりません。
- (7) 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の

者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければなりません。

- (8) 第5号営業のゲームセンターの営業所にあつては、午後10時以降（高知県の条例で定める、保護者の同伴がない16歳未満の者については、午後6時以降）営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければなりません。
- (9) 以上の遵守事項の他にも「接客従業者に対する拘束的行為の規制」、「遊技料金等の規制」等の各規制があります。

10 風俗営業者の禁止行為

風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはいけません。この禁止行為に違反したときは、法により罰せられることがあります。

- (1) 当該営業に関し客引きをすること。
- (2) 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- (3) 営業所で、18歳未満の者に客の接待をさせること。
- (4) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- (5) 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第5号営業のゲームセンターの営業所にあつては午後10時「保護者の同伴がない16歳未満の者については、午後6時」から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせること。）
- (6) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。
- (7) 遊技場営業者の禁止行為については、別に定めがあります。

- 11 その他届出等についての詳細は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全係に問い合わせてください。